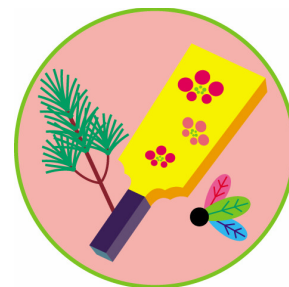


くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～クーリング・オフできない！と言われて～



《相談内容》

10日前「千円で換気扇の掃除をしますよ」と電話があり、来訪を承諾したところ、訪問してきたのは、浄水器の販売会社だった。4時間も強引な勧誘を受け、30万円の浄水器を契約してしまった。

契約して3日後、やはり高額なので解約したいと思い、「クーリング・オフしたい」と販売会社に電話をしたが、「設置した後はどうすることもできない」と言われた。しかたなく、代金を振込むために銀行に行き、窓口で事情を話したところ、センターへの相談を勧められた。

《アドバイス》

訪問販売で浄水器を契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ制度により無条件で契約を解除することができ、浄水器は引き取ってもらうことができます。

相談事例のように「設置したのでクーリング・オフできない」などとクーリング・オフの妨害があった場合は、改めて「クーリング・オフできる」ことを記載した書面が交付された時から、クーリング・オフの期限が設定されます。

相談者には、販売会社と信販会社にクーリング・オフを妨害されたことを書面にして通知するよう助言し、センターからも「最初に販売目的を言っていないこと」も含めて問題点を指摘した結果、この相談については無条件で解約になりました。

クーリング・オフは、所定の期間内に通知を発信することにより、効果が生じるものです。後日の争いを避けるためには電話ではなく、ハガキなどの書面で通知し、コピーを取って保管し、配達記録や簡易書留などで送って証拠を残すようにしましょう。

情報ファイル

～「電話のユニバーサルサービス制度」がスタートします～

ユニバーサルサービスとは、日本全国の加入電話、公衆電話、緊急通報（110番、118番、119番）の電話サービスのことをいいます。

近年、携帯電話やIP電話の普及及び電話サービスの競争進展などに伴い、通信料金は大幅に安くなりましたが、一方でNTT東日本・西日本が提供するユニバーサルサービスの費用が不足することとなりました。



このため、NTT東日本・西日本も含め固定電話・携帯電話・PHS・IP電話などの電話会社50数社が協力して必要な費用を負担する「ユニバーサルサービス制度」が平成19年1月からスタートします。

この制度により、各電話会社に課される負担金（1番号あたり7円/月）は、最終的に利用者が支払う電話サービス料金で賄われます。利用者負担の有無については、契約している電話会社・携帯電話会社にお問い合わせください。

この制度の問合せ先：(社)電気通信事業者協会 支援業務室 0570-02-1267
総務省中国総合通信局 電気通信事業課 082-222-3376